

12月は人権月間です

人権を考える講演会

入場無料
当日先着順

「合理的配慮」とは？

～誰もが過ごしやすい地域の実現に向けて～

日時: 2024年12月21日(土)

午後1時30分～午後3時15分 (午後1時開場)

会場: 京都市醍醐交流会館ホール

(地下鉄東西線醍醐駅下車 パセオ・ダイゴロー西館2階)

※会場には、公共交通機関でお越しください。

定員: 200名【手話通訳あり】

講師: 川上 瑠夏 氏

【Ra-Ty合同会社 代表社員】
社会福祉士、准看護師、
ヘルパー1級、FP2級 等



醍醐地域のイメージキャラクター「もちもちいん」

福祉の現場で仕事を生きがいとして働いていた最中に難病を発症し、10年程の療養生活を送る。車いすユーザーとなったことによる葛藤や支援をする側から支援を受ける側となつての気付き等、障がい当事者としての日常を伝える活動を行っている。

主催: 伏見区人権啓発推進協議会

問合せ: 醍醐支所地域力推進室まちづくり推進担当

TEL:075-571-6135 FAX:075-571-2673

<人権月間とは>

1948年12月10日、第3回国際連合総会において世界人権宣言が採択されたことを記念して、1950年の第5回総会で、毎年12月10日を「世界人権デー」とすることが決議されました。

京都市では12月を「人権月間」と位置づけ、様々な取組を実施しています。

「人権を考える講演会」に参加して、身近なところから人権について考えてみませんか。